

平成三十年二月九日受領  
答弁第四〇号

内閣衆質一九六第四〇号

平成三十年二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員初鹿明博君提出護衛艦「いずも」の改修に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出護衛艦「いずも」の改修に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘のような報道があることは承知しているが、お尋ねについては、本年一月二十五日の衆議院本会議における志位和夫議員の質疑に対する安倍内閣総理大臣の答弁において述べられているとおりである。

もとより、政府としては、今後の防衛力の在り方に関して、専守防衛は当然の大前提としながら、平素から不断に様々な検討を行ってきたところであるが、その詳細について明らかにすることは差し控えたい。

四について

お尋ねの「いわゆる攻撃的兵器には該当しない空母」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにしても、政府としては、従来から、自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法第九条第二項によって禁じられていないと解しているが、性能上専ら他国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる兵器については、これを保持することが許されないと考えている。